

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 国土調査の成果の認証 (土地対策課) ー
- 認証食品の認証 (食産業振興課) ー
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) ー
- 土地区画整理組合の理事についての届出(二件) (都市計画課) 二
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (同) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三

告 示

○宮城県告示第百五十号
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成二十一年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
大崎市
- 二 調査を行った時期
平成十九年度から平成二十年度まで
- 三 成果の名称
大崎市の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域

大崎市古川北宮沢字西久保、同字三本松、同字新花原、同字花原、同字日向、同字木杭、同字木杭西、同字新木欠の一部、同字上前田西、同字前田沢の一部
認証年月日
平成二十一年二月十八日

○宮城県告示第百五十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十一年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
百十九	豆腐	有限会社ほし食品 代表取締役 星孝征	有限会社ほし食品	遠田郡美里町字藤ヶ崎町四一

二 認証年月日
平成二十一年二月十七日

○宮城県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。
平成二十一年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ一ネ病
- 二 畜種
牛（ホルスタイン種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 一頭
- 四 発生の場所又は区域
川崎町
- 五 発生年月日
平成二十一年二月九日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年二月二十四日

一 組合の名称

名取市関下土地区画整理組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

伊藤 好基 名取市増田七丁目四番二十号

大友 功夫 名取市増田字後島南四十八番地

大友 三郎 名取市増田字後島四百五十一番地

大友 政美 名取市増田字後島北六十一番地

加藤 孝 名取市下増田字袋十一番地

菅井 喜八郎 名取市増田一丁目七番四十号

鈴木 富治 名取市下増田字日影前四十五番地 六十五街区一画地

蜂谷 勝 名取市増田字柳田五百八十七番地の一 六街区七画地

守屋 長男 名取市増田字後島四百五十二番地

○宮城県告示第百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年二月二十四日

一 組合の名称

名取市下増田臨空土地区画整理組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地

名取市下増田字大橋本二百二十九番一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

洞口 光太郎 名取市下増田字二反田八番地

武田 勝夫 名取市下増田字茶畑前三十三番地

大友 俊一 名取市下増田字北原東五百番地

加藤 幹夫 名取市下増田字袋四番地

武田 昭夫 名取市下増田字六角百六十七番地

武田 公男 名取市下増田字六角前九番地

若生 隆 名取市下増田字鶴巻前四十四番地

加藤 治 名取市下増田字二反田十番地

武田 一弘 名取市下増田字下庚田六十一番地

武田 敬夫 名取市下増田字下庚田六十五番地

大友 正一 名取市下増田字袋字前沖百七十五番地

洞口 廣治 名取市下増田字女ヶ池六十五番地の一 一百十街区二画地

○宮城県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年二月二十四日

一 施行者の名称

仙台市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画法の種類の名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

七・四・一号 三神峯公園

三 事業施行期間

「平成十七年五月十日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成十七年五月十日から平成二十三年三月三十一日まで」に変更する。

公 告

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし。
- 2 使用の部分
変更なし。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

東松島市赤井字八反谷地九十二番、九十三番一、
九十三番二、九十三番四、九十三番八、九十四番
一及び九十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字八反谷地九十六番地一
医療法人社団みやぎ東部循環器科